昭和四十五年運輸省令第七号 自動車登録規則

目 基づき、 七条第二項、第三十八条及び第五十二条の規定に 号)第七条第一項及び第九条並びに自動車登録令 (昭和二十六年政令第二百五十六号) 第六条第三 第十五条、第二十一条第一項第八号、第三十 第七条第一項ただし書、第七条の二、第八 路運送車両法 自動車登録規則を次のように定める。 (昭和二十六年法律第百八十五

第一章 自動車登録ファイル及び電子情報処理

登録等の手続(第十一条―第二十三

登録事項等証明書の交付等に係る手続 〔第二十四条—第二十七条〕

条の二―第二十七条の四.

第一章 自動車登録ファイル及び電子情報

(現在記録ファイルに記録する事項)

第一条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるも 五十六号。以下「令」という。)第六条第二項

第一項ただし書の規定による届出があつた年 十五号。以下「法」という。)第十五条の二 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八

新規登録の年月日(移転登録を受けた自動

二 移転登録の年月日 (最新の移転登録の年月

新規登録及び移転登録以外の登録の年月日

法第十六条第二項の届出があつた年月日

九

登録の申請等の手続(第五条―第十 組織 (第一条—第四条)

第四章

兀 章 の二独立行政法人自動車技術総合機構 の確認調査に係る手続(第二十七

第五章 則(第二十八条—第三十二条)

二 法第十八条の二第一項本文の登録識別情報 (保存記録ファイルに記録する事項) 2

第一条の二 令第六条第三項の国土交通省令で定 める事項は、次に掲げるものとする。

車に係るものに限る。

日を除く。

年法律第八十七号)第八十一条第九項又は第 解体報告記録がなされた年月日及び使用済 動車の再資源化等に関する法律(平成十四 兀

動報告番号」という。 項の規定による移動報告の番号 (以 下

び当該届出に係る輸出の予定日 法第十六条第六項において準用する法第十

五条の二第三項後段の確認をした年月日 法第十六条第七項の返納を受けた年月日

所有者の氏名又は名称及び住所

第二条 令第七条第一項ただし書の国土交通省令 で定める事務は、三十両以下の自動車について い登録に関する事務) 一括して作成する登録事項等証明書で現在記録

(登録等事項の略号化)

する。

二 その型式について法第七十五条第一項の指 定を受けた自動車に係る車名及び型式並びに する行政区画又は土地の名称に限る。) 住所及び使用の本拠の位置(これらを表示

三 前号に規定する自動車以外の自動車に係る

兀 Ŧi. 名称及び住所 国土交通大臣が指定した者に係る氏名又は

の定めるもの保される債権の範囲であつて、国土交通大臣 抵当権の登録の原因又は抵当権によつて担

るものとする。 前項の略号は、国土交通大臣が定めて告示す

(登録等事項の表示に用いる記号)

は、「***」とする。

(申請書の記載事項)

第五条 を記載しなければならない。 新規登録の申請書には、

車名及び型式

原動機の型式 車台番号

使用の本拠の位置

法第十六条第四項の届出があつた年月日及

(オンライン・リアルタイム処理方式によらな 法第十八条第三項の変更の年月日並びに新

ファイルに記録されている事項のみに係るもの の交付に関する事務とする。

次に掲げるものは、略号にして記録するものと第三条 自動車登録ファイルの登録等事項のうち

原動機の型式

抵当権によつて担保される債権に付された

条件であつて、国土交通大臣の定めるもの

六

第二章 登録の申請等の手続

次に掲げる事項

証明する書面 書及び輸入自動車にあつては、輸入の事実を 証

移 Ŧi. あつては、 登録番号 一時抹消登録を受けた自動車に係る申請に

申請人の氏名又は名称及び住所

t の氏名又は名称及び住所 代理人により登録の申請をするときは、

録及び輸出抹消仮登録の申請にあつては、第まで(使用済自動車の解体に係る永久抹消登 八号を除く。) に掲げる事項

にあつては、当該変更又は更正に係る事項 輸出抹消仮登録の申請にあつては、 輸出の

抵当権の登録の申請書には、 次に掲げる事項

自動車登録番号

兀 登録免許税の額

自動車登録番号

第一項第二号、第六号及び第九号に掲げる

の回復の申請をするときは、 その氏名又は名

及びその日付 登録の抹消又は抹消した登録の回復の原因

第六条 法第七条第一項の国土交通省令で定める (新規登録申請書の添付書類の提出区分)

一時抹消登録を受けた際の自動車 2

そ 3

九 登録の原因及びその日付

2 消仮登録、一時抹消登録又は更正の登録の申請は変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹 書には、次に掲げる事項を記載しなければなら

自動車登録番号

前項第二号、第四号及び第六号から第九号

三 変更登録、移転登録又は更正の登録の申請

3 を記載しなければならない。

号までに掲げる事項 第一項第二号、第四号及び第六号から第九

三 抵当権の変更、移転又は更正の登録の申請 にあつては、当該変更又は更正に係る事項

4 には、次に掲げる事項を記載しなければならな・登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請書

三 代理人により登録の抹消又は抹消した登録

区分は、次のとおりとする。 登録を受けたことがない自動車 譲渡証明

登録を受けたことがある自動 車 譲渡

> とみなす。 合における前項の規定の適用については、令第 十八条の規定により提出する書面を譲渡証明書 登録の原因が相続その他の一般承継である場

面を提出しなければならない。 第一項の書面を提出することができないとき 当該自動車の所有権を証明するに足りる書

(登録情報処理機関に対する照会)

第六条の二 法第七条第五項の照会は、 電磁的方法により行うものとする。 項各号に掲げる規定に規定する事項について、 同条第四

(登録事項の通知方法) 土交通大臣に対し通知しなければならない。 磁的方法により当該照会に係る事項について国 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、 電

第六条の二の二 法第十条(法第十二条第四項) 用する場合を含む。)の規定による登録事項 条第二項並びに令第四十三条第二項において準 第十三条第四項、第十四条第二項及び第三十八 当該各号に定める方法により行うものとする。 通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 の電子情報処理組織(第六条の十六第一号、イルに記録された登録事項を法第六条第一項 使用に係る電子計算機に備えられたファイル を受けようとする特定変更記録事務代行者の 第六条の十八、第六条の十九第二号及び第二 録に関する事務による場合 自動車登録ファ 務代行者を介して行う方法 十九条において単に「電子情報処理組織」と に記録することにより、当該特定変更記録事 いう。)を使用して送信し、これを当該情報 法第七十四条の六第一項に規定する変更記

二 前号以外の場合 登録事項等通知書を交付

請の際の明示事項) (使用済自動車の解体に係る永久抹消登録

第六条の三 法第十五条第三項 (法第十六条第三 省令で定める事項は、 項において準用する場合を含む。)の国土交通 次の各号に掲げる事項と

車台番号

移動報告番号

.輸出抹消仮登録を必要としない自動車

第六条の四 通省令で定める自動車は、 法第十五条の二第一項本文の国土 次に掲げる自動車と

大型特殊自動

被牽引自動車

年法律第百九号)第五条第一項の規定による 登録証書の交付を受けた自動車 送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運

2

第六条の五 法第十五条の二第一項の国土交通省(輸出抹消仮登録の申請の開始時期) 令で定める期間は、六月とする。 (本邦に再輸入することが見込まれる登録自動

第六条の六 出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいもの1六条の六 法第十五条の二第一項ただし書の輸 げるものとする。 外国との間を往来する自動車であつて、 として国土交通省令で定める自動車は、 本邦と 次に掲

貨物の運送の用に供するもの

するもの 本邦と外国との間を往来する者の乗用に供

(本邦に再輸入することが見込まれる登録自動

第六条の七 事項を記載した届出書を提出しなければならな 定により届出をしようとする者は、次に掲げる 法第十五条の二第一項ただし書の規 3

自動車登録番号

使用の本拠の位置

届出をしようとする者の氏名又は名称及び

Ŧi. 届出の年月日

(一時抹消登録後の解体等に係る届出を必要と 足りる書面を提示しなければならない。 前項の届出を行う場合には、自動車検査証及 前条に規定する自動車であることを証するに

定める自動車は、第六条の四第一号及び第二号第六条の八 法第十六条第二項の国土交通省令で

(一時抹消登録後の解体等に係る届出) に掲げる自動車とする。

第六条の九 法第十六条第二項の規定により届出 掲げる事項を除く。)を記載した届出書を提出自動車の解体に係る届出にあつては、第四号に をしようとする者は、次に掲げる事項(使用済 なければならない。

時抹消登録を受けた際の自動車登録番号

車台番号

届出をしようとする者の氏名又は名称及び

届出の原因及びその日付

出をしようとする者が国又は地方公共団体であ 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届 るものにあつては、第二号に掲げる書面を除 く。)を添付しなければならない。

項を記載した書面をいう。以下同じ。) 他の自動車登録ファイルに記録されている事 登録識別情報等通知書(登録識別情報その

二 当該届出に係る自動車に係る自動車登録フ る書面 届出をしようとする者の住所を証するに足り は名称又は住所に変更があつたときは、当該 ァイルに記録されている所有者の氏名若しく

所有者の変更について自動車登録ファイルに三 所有者の変更があつた場合であつて、当該 法第十八条第三項の記録がなされていないと きは、譲渡証明書

足りる書面 のでなくなつたときは、その事実を証するにの車台が当該自動車の新規登録の際存したも 自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車 当該届出に係る自動車が滅失し、若しくは

る書面を提出しなければならない。 ときは、当該自動車の所有権を証明するに足り 前項第三号の書面を提出することができない

項第三号の書面の提出に代えることができる。 項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が の届出書にその旨を記載することをもつて第二 登録情報処理機関に提供されたときは、第一項 第一項の届出をする者は、法第三十三条第四

5 項の届出書に記載されたときは、国土交通大臣項が登録情報処理機関に提供されたことが第一 載すべき事項について、電磁的方法により照会 するものとする。 は、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、 電 5

土交通大臣に対し通知しなければならない。 磁的方法により当該照会に係る事項について国 ない自動車) (一時抹消登録後の輸出に係る届出を必要とし

第六条の十 法第十六条第四項の国土交通省令で に掲げる自動車とする。 定める自動車は、第六条の四第一号及び第二号

第六条の十一 法第十六条第四項の国土交通省令 (一時抹消登録後の輸出に係る届出の開始時期)

で定める期間は、

六月とする

(一時抹消登録後の輸出に係る届出)

第六条の十二 法第十六条第四項の規定により届 出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 した届出書を提出しなければならない。 一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号

三 住所 届出をしようとする者の氏名又は名称及び

届出の年月日

Ŧī. 輸出の予定日

2

るものにあつては、第二号に掲げる書面を除 出をしようとする者が国又は地方公共団体であ 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届 く。)を添付しなければならない。

登録識別情報等通知書

3

届出をしようとする者の住所を証するに足り る書面 は名称又は住所に変更があつたときは、当該 ァイルに記録されている所有者の氏名若しく 当該届出に係る自動車に係る自動車登録フ

三 所有者の変更があつた場合であつて、当該 きは、譲渡証明書 法第十八条第三項の記録がなされていないと 所有者の変更について自動車登録ファイルに

4 3 る書面を提出しなければならない。 ときは、当該自動車の所有権を証明するに足り 前項第三号の書面を提出することができない

項の届出書に記載されたときは、国土交通大臣 項が登録情報処理機関に提供されたことが第一 項第三号の書面の提出に代えることができる。 登録情報処理機関に提供されたときは、第一項 項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が するものとする。 載すべき事項について、電磁的方法により照会 の届出書にその旨を記載することをもつて第二 は、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事 第一項の届出をする者は、法第三十三条第四

6 磁的方法により当該照会に係る事項について国 土交通大臣に対し通知しなければならない。 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電

7 出があつた場合であつて、当該届出に係る自動 所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があ つたときは、当該変更について自動車登録ファ 車に係る自動車登録ファイルに記録されている イルに記録するものとする。 運輸監理部長又は運輸支局長は、第一項の届

> (自動車登録ファイルの正確な記録を確保する 情報等通知書を当該自動車の所有者に返付する 第七項の規定により輸出予定届出証明書の返納 は、第二項の規定により提出を受けた登録識別 について自動車登録ファイルに記録したとき 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第十六条

ための措置

第六条の十三 法第十八条第一項の国土交通省令 で定める期間は、一年とする。

2 合は、同条第三項の規定により所有者の変更に 合とする。 ついて自動車登録ファイルに記録がなされた場 法第十八条第二項の国土交通省令で定める場

間は、三年とする。 法第十八条第二項の国土交通省令で定める期

(移転登録の原因を証する書面

第六条の十四 自動車の移転登録を申請する場合 証する書面は、譲渡証明書とする。 きは、令第十四条第一項第一号の登録の原因を において、自動車の譲渡が登録の原因であると

(登録情報処理機関に対する照会)

第六条の十四の二 令第十四条第四項の照会は、 方法により行うものとする。 譲渡証明書に記載すべき事項について、電磁的

2 申請) (一時抹消登録後の所有者の変更に係る記録 磁的方法により当該照会に係る事項について国 土交通大臣に対し通知しなければならない。 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電

第六条の十五 令第四十八条第一項の国土交通省 体であるときは、第三号に掲げる書面を除く。) 令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団 次に掲げる書面とする。

登録識別情報等通.

証明するに足る書面 譲渡証明書その他の当該自動車の所有権を

2 返付するものとする。 該変更についての記入をし、これを新所有者に 車登録ファイルに記録したときは、前項の規定 第三項の規定により所有者の変更について自動 により提出を受けた登録識別情報等通知書に当 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第十八条 新所有者の住所を証するに足りる書面

3 書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供 は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証 令第四十八条第一項の申請をする新所有者 明

書面の提出に代えることができる。 その旨を記載することをもつて第一項第二号の されたときは、令第四十八条第一項の申請書に

国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、譲 法により照会するものとする。 渡証明書に記載すべき事項について、電磁的方 四十八条第一項の申請書に記載されたときは、 項が登録情報処理機関に提供されたことが令第 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事

磁的方法により当該照会に係る事項について国 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電 土交通大臣に対し通知しなければならない。 (登録識別情報の通知方法)

第六条の十六 法第十八条の二第一項の規定によ る登録識別情報の通知は、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、当該各号に定める方法により 行うものとする。

る電子計算機に備えられたファイルに記録す 番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係 別情報を電子情報処理組織を使用して送信 し、これを申請者があらかじめ入手した識別 ロ 自動車登録ファイルに記録された登録識新規登録、変更登録又は移転登録をした場

二 一時抹消登録をした場合 通知書を交付する方法 登録識別情報等

第六条の十七 (登録識別情報の通知を必要としない場合) 法第十八条の二第一項ただし書の

国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合

希望しない旨の申出をした場合 申請者があらかじめ登録識別情報の通知を

所有者と使用者が同一の場合

る場合(使用者の変更により自動車の所有者 と使用者が異なることとなる場合を除く。) 変更登録が次に掲げる事項の変更のみに係 登録されている型式

原動機の型式

使用の本拠の位置

報を通知するものとする。 規定にかかわらず、申請者に対し、 一時抹消登録をした場合にあつては、前項の 登録識別情

(登録識別情報の通知の請求)

第六条の十八 法第十八条の二第二項の規定によ げる事項を、 り登録識別情報の通知を請求する者は、次に掲 その者の使用に係る電子計算機か 第八条 令第三十七条第二項の国土交通省令で定 める箇所は、

Ò を用いて電子情報処理組織に送信しなければな あらかじめ入手した識別番号及び暗証番号

所有者の氏名又は名称及び住所

第六条の十九 合の区分に応じ、当該各号に定める方法によりる登録識別情報の提供は、次の各号に掲げる場 行うものとする。 法第十八条の三第一項の規定によ

る方法 識別情報等通知書を申請書に添付して提出す 係るものに限る。) の申請をする場合 登録 新規登録(一時抹消登録があつた自動車に

一 変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出 ら電子情報処理組織に登録識別情報を提供す 号を用いて申請者の使用に係る電子計算機か る方法又は申請書に登録識別情報を記載する 抹消仮登録又は一時抹消登録の申請をする場 あらかじめ入手した識別番号及び暗証番

(登録識別情報の提供を必要としない場合)

一第六条の二十 国土交通省令で定める場合は、変更登録が第六 自動車の所有者と使用者が同一となる場合を除 項の変更のみに係る場合(使用者の変更により 条の十七第一項第三号イからニまでに掲げる事 く。)とする。 法第十八条の三第一項ただし書の

(登録識別情報の譲受人への提供)

第六条の二十一 第七条 令第三十六条の二第三項の規定により登 別情報等通知書の交付により行うものとする。 よる譲受人への登録識別情報の提供は、登録識 (自動車登録ファイルの登録等の回復の申請) 法第十八条の三第二項の規定に

う。) に関する次に掲げる事項を記載した申請 録等の回復の申請をしようとする者は、現在記 書を提出しなければならない。 であつた登録等(以下「滅失前の登録等」とい 録ファイルの登録等事項の記録の滅失の際有効

自動車登録番号

に掲げる事項 第五条第一項各号 (同項第五号を除く。)

登録年月日

2

付しなければならない。 登録等の存したことを証するに足りる書面を添 前項の申請書には、登録事項等証明書その他

(訂正等の字数を記載する箇所)

書面の欄外とする。

(登録識別情報の提供方法)

組合せである三字(別表第二) がアラビア数字であつて、その他の字がアラ ビア数字若しくはローマ字若しくはこれらの 示する二字以下のアラビア数字又は最初の字 自動車の種別及び用途による分類番号を表

等を表示する平仮名又はローマ字 (別表第

2 となつたときであつても、 更により前項に規定する基準に適合しないこと 登録番号に係る自動車の使用の本拠の位置の変 (特別区を含む。) の区域内における当該自動車 該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村 より登録された自動車登録番号については、当 れた場合においては、当該変更前に法の規定に に適合するものとみなす。 運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更さ 同項に規定する基準

|第九条||令第五十二条の国土交通省令で定める事 (共同抵当の申請)

第十条 令第五十三条の規定により申請書に前の 当該登録に係る自動車の自動車登録番号を記載 号及び第四号に掲げる事項とする。 項は、自動車登録番号並びに第五条第一項第二 登録を表示するときは、前の登録の年月日及び

(受理番号) 第三章 登録等の手続 するものとする。

車に関する登録の申請を受理したときは、申請第十一条 運輸監理部長又は運輸支局長は、自動 書にその年月日及び受理番号を記載しなければ ならない。

(申請を受理する際の照合事項)

第十二条 今第二十一条第一項第八号の国土交通 条第一項第一号から第四号までに掲げる事項と 省令で定める事項は、自動車登録番号及び第五

(自動車登録番号)

第十三条 自動車登録番号は、次に掲げる文字を その順序により組み合わせて定めるものとす

動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合 項において同じ。)を表示する文字(別表第 にあつては、当該自動車検査登録事務所。次 監理部又は運輸支局(使用の本拠の位置が自 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸

三 自動車運送事業の用に供するかどうかの別

四けた以下のアラビア数字

第十四条 自動車に関する登録をするときは、 録の年月日を記録するものとする。 (行政区画の名称等の変更) 登

第十五条 運輸監理部長又は運輸支局長は、 二十四条の場合には、変更の登録をすることが できる。

(代理人の氏名等)

第十六条 申請書に記載した代理人の氏名又は名 称及び住所は、登録することを要しない。 (自動車登録ファイルの登録等の回復)

第十七条 令第三十六条の二第二項の規定により 簿に編てつしなければならない。 理した順序に従つて登録等回復申請書類編てつ 定にかかわらず、編てつ年月日を記載し、 以下同じ。) 及び添付書類は、第二十一条の規 定により告示された範囲の自動車についての新び添付書類並びに令第三十六条の二第二項の規 告示された期間内に受理した第七条の申請書及 の自動車登録番号に係るものごとに一括して受 しい登録等の申請書、嘱託書(通知書を含む。 同一

2 第十八条 令第三十六条の二第四項の規定による 登録等の回復は、同条第二項の規定により告示 録等があつた場合と同一の効力を生ずる。 録等をすべき事項については、編てつの時 前項の規定による編てつがあつたときは、 に登 登

復をする場合において、滅失前の登録等につい運輸監理部長又は運輸支局長は、登録等の回 記録することにより行なうものとする。 された期間が満了した後に、滅失前の登録等を

第十九条 運輸監理部長又は運輸支局長は、 らない。 てつ簿に編てつされている新しい登録等の申請七条第一項の規定により登録等回復申請書類編 の規定により登録等の回復をしたときは、 らない。 見したときは、その事項をも記録しなければ 書又は嘱託書に基づき、登録等をしなければ て職権をもつて記録した事項があつたことを発

(債権者代位の場合の通知)

第二十条運輸監理部長又は運輸支局長は、 は、その旨を登録権利者に通知しなければなら 十九条の場合においてその登録を完了したとき

(申請書類編てつ簿)

第二十一条 運輸監理部長又は運輸支局長は、 請書類編てつ簿を設け、これに自動車に関する

理した順序に従つて編てつしなければならな 登録等に係る申請書、嘱託書及び添付書類を受

(通知簿)

2

第二十二条 知簿を設け、これに法第十五条第四項及び第五 日を記載しなければならない。 第二十条の規定による通知事項及び通知の年月 四条並びに第四十七条第二項及び第三項並びに 六条、第二十七条、第二十九条第一項、第四十 七号)第十六条、令第二十五条第一項、第二十 項、自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十 運輸監理部長又は運輸支局長は、通

(職権による登録等)

第二十三条 による登録等に準じて行なうものとする。 職権による登録等は、申請又は届出 登録事項等証明書の交付等に係る

(送付に要する費用の納付方法)

第二十四条 法第二十二条第二項の送付に要する れに類する証票をもつて納付しなければならな 費用は、郵便切手又は国土交通大臣が定めるこ

第二十五条 国土交通大臣が、法第二十二条第一 を行う場合における同条第四項の国土交通省令 う。)をする者について本人であることの確認 項の規定による請求(以下「交付請求」とい で定める方法は、次のとおりとする。

- された書類であつて、当該交付請求をする者 法律又はこれに基づく命令の規定により交付 条第一項に規定する特別永住者証明書その他 提示させる方法 が本人であることを確認するに足りるものを する特例法(平成三年法律第七十一号)第七 日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関 る在留カード、日本国との平和条約に基づき 年政令第三百十九号)第十九条の三に規定す ド、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六 号)第二条第七項に規定する個人番号カー 等に関する法律(平成二十五年法律第二十七 ける特定の個人を識別するための番号の利用 れている交付請求をする者の氏名及び住所と 登録事項等証明書の交付の請求書に記載さ :証、健康保険の被保険者証、行政手続にお 一の氏名及び住所が記載されている運転免
- り提示することができない場合にあつては、 前号に掲げる書類をやむを得ない理由によ

- 認するため国土交通大臣が適当と認める書類 当該交付請求をする者が本人であることを確 を提示させる方法
- 掲げる書類を提出させる方法により本人である 請求書を国土交通大臣に送付するときは、次に 交付請求をする者が登録事項等証明書の交付の ことの確認を行うものとする。 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、
- により複写したもの 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機
- 内に作成されたもの 書類であつて、交付請求をする日前三十日以 示すものとして国土交通大臣が適当と認める に掲げる書類に記載された本人であることを その者の住民票の写しその他その者が前号 2
- 3 る同条第四項の国土交通省令で定める方法は、ついて本人であることの確認を行う場合におけ 委託(以下単に「委託」という。)をする者に 次のとおりとする。 登録情報提供機関が、法第二十二条第三項の
- 号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に 。) の提供を受ける方法 する事項(同条第三項の規定による請求(以 う。)が行われた法第二十二条第五項に規定 証業務に関する法律(平成十二年法律第百一 により確認される電子署名(電子署名及び認 基づき登記官が作成した電子証明書及びそれ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五 「提供請求」という。)に係るものに限る 第二条第一項に規定する電子署名をい
- る。) の提供を受ける方法 項に規定する事項(提供請求に係るものに限 署名をいう。)が行われた法第二十二条第五 署名用電子証明書及びそれにより確認される 電子署名(同法第二条第一項に規定する電子 法律第百五十三号)第三条第一項に規定する ム機構の認証業務に関する法律(平成十四年 電子署名等に係る地方公共団体情報システ
- 識別番号及び暗証番号を用いる方法
- (交付請求及び提供請求の際の明示事項) 面を提示させる方法 氏名又は名称及び住所を証するに足りる書
- 第二十六条 法第二十二条第五項の国土交通省令 で定める事項のうち交付請求に係るものは、

次

に掲げるものとする。

当該イ又は口に定める事項 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、 交付請求をする者の氏名及び住所

- に係る自動車登録番号又は車台番号 次のいずれかに該当する場合 交付請求
- 項等証明書の交付を受ける場合 務又は業務の遂行に必要な限度で登録事 国又は地方公共団体が法令の定める事
- 理由がある場合 等証明書を交付することについて特別 (1) に掲げる場合のほか、登録事項
- 事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げる 法第二十二条第五項の国土交通省令で定める 係る自動車登録番号及び車台番号 イに掲げる場合以外の場合 交付請求に
- ものとする。 委託をする者の氏名又は名称及び住所
- 当該イ又は口に定める事項 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、
- 提供請求に関し必要な事項 に係る自動車登録番号、車台番号その他 次のいずれかに該当する場合 提供請
- 名又は名称及び住所(以下「所有者等情号並びに自動車の所有者及び使用者の氏 報」という。)が含まれていない場合 登録情報に含まれる所有者等情報によ 登録情報に自動車登録番号又は車台番
- 動車について登録情報の提供を受ける つて識別される自動車の所有者が当該自
- 報の提供を受ける場合 務又は業務の遂行に必要な限度で登録情 国又は地方公共団体が法令の定める事
- 特定し、かつ、同項第一号及び第二号に 動車の使用者の氏名又は名称及び住所を 録情報の提供を受ける場合 該自動車の使用者に周知させるために登 掲げる事項その他これに準ずる事項を当 た自動車製作者等が当該届出等に係る自 届出その他これに準ずる手続(以下この (4) において「届出等」という。) をし 法第六十三条の三第一項の規定による
- る旅客自動車運送適正化事業実施機関が を行うために登録情報の提供を受ける 同法第四十三条の三第一号に掲げる事業 十三号)第四十三条の二第一項に規定す 道路運送法(昭和二十六年法律第百八

- (6) 号)第二十八条第一項に規定する公社管 第十一条第一項、第十二条第一項若しく 等が同法第三条第一項、第十条第一項、 を受ける場合 料金の収受を行うために登録情報の提供 理道路運営権者が同項の規定による利用 特別区域法(平成十四年法律第百八十九 割増金の徴収を行うため、又は構造改革 収若しくは同法第二十六条の規定による は第十五条第一項の規定による料金の徴 律第七号)第二条第六項に規定する会社 道路整備特別措置法(昭和三十一年法
- を行うために登録情報の提供を受ける 第八十三号)第三十八条第一項に規定す 関が同法第三十九条第一号に掲げる事業 る地方貨物自動車運送適正化事業実施機 貨物自動車運送事業法(平成元年法律
- を行うために登録情報の提供を受ける 業務又は同法第百十五条に規定する業務 源化機関又は同法第百十四条に規定する 法人、同法第百五条に規定する指定再資 規定する業務、同法第百六条に規定する 情報管理センターが、同法第九十三条に 律第九十二条第一項に規定する資金管理 使用済自動車の再資源化等に関する法
- 係る自動車登録番号及び車台番号 イに掲げる場合以外の場合 提供請求に
- 録情報の安全管理の方法 る場合にあつては、委託をする者における登 又は加工することができるものの提供を受け 登録情報のうち、委託をする者が編集し、

(請求の事由の明示を必要としない場合)

- 第二十七条 法第二十二条第五項ただし書の国 二項の規定に基づく交付請求をする場合を除 該自動車について交付請求をする場合(同条第 交通省令で定める場合は、自動車の所有者が当 く。)とする。
- 機構の確認調査に係る手続 第四章の二 独立行政法人自動車技術総合

(調査結果の通知)

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項の規定 う。)の通知は、次に掲げる事項を記載した書 による確認調査の結果(以下「調査結果」とい 面により行うものとする。

車台番号又は自動車登録番号

2 知に代えて、電磁的方法により通知することが的記録で作成されているときは、書面による通前項の場合において、調査結果の記録が電磁

第二十七条の三 独立行政法人自動車技術総合機 の運輸監理部長又は運輸支局長への引継ぎ) (独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査

長に対して送付しなければならない。 とする書類を、当該運輸監理部長又は運輸支局 部長又は運輸支局長がこれを処理するため必要 任を受けて確認調査を行うこととなる運輸監理 査を行うこととするときは、国土交通大臣の委 の二第三項の規定により国土交通大臣が確認調 (以下「機構」という。) は、法第二十四条 3

構への引継ぎ) (運輸監理部長又は運輸支局長の確認調査の機

第二十七条の四 運輸監理部長又は運輸支局長 付された書類を機構に返還しなければならな 終止する日以後において、前条の規定により送 調査を行わないこととするときは、確認調査を 運輸監理部長又は運輸支局長が行つている確認 法第二十四条の二第三項の規定により当該

に送付しなければならない。 つた確認調査に係る書類(当該日において終了 いて、法第二十四条の二第三項の規定により行 運輸支局長は、確認調査を終止する日以後にお している確認調査に係るものを除く。)を機構 前項に規定する場合には、運輸監理部長又は

第五章 雑則

(申請書等の様式)

第二十八条 十五年運輸省令第八号)の定めるところによ 関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四 書の様式については、自動車の登録及び検査に 書、登録事項等証明書の交付の請求書、嘱託 登録識別情報等通知書及び登録事項等証明登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明 自動車に関する登録等の申請書、届 1 2

(登録事項等証明書)

2

第二十九条 登録事項等証明書は、電子情報処理 組織によつて作成するものとする。 (自動車検査登録事務所における申請等)

第三十条 法令の規定により運輸監理部長又は運 輸支局長に対してする自動車の登録等に関する 行する

査登録事務所においてするものとする。 轄区域に属する場合にあつては、当該自動車検 使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管 等」という。)は、当該申請等に係る自動車の 届出、嘱託その他の行為(以下「申請

2 務所においてすることができる。 項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に 対してする請求は、最寄りの自動車検査登録事 前項の規定にかかわらず、法第二十二条第一

支局又は自動車検査登録事務所においてするも る申請等は、最寄りの運輸監理部若しくは運輸 項若しくは第四項又は法第十八条第三項の規定 おいて準用する場合を含む。)、法第十六条第二 により運輸監理部長又は運輸支局長に対してす のとする。 法第十五条の二第四項(法第十六条第六項に

(登録を申請する場所)

第三十一条 令第十条の規定による出頭は、運輸 取り扱う窓口にしなければならない。 含む。)の自動車登録官が登録に関する事務を 監理部又は運輸支局(自動車検査登録事務所を

(情報管理センターに対する照会)

|第三十二条 登録自動車に係る法第九十九条の四 の照会は、 する。 次に掲げる事項について行うものと

- 車台番号
- 移動報告番号
- 兀 解体報告記録がなされた年月日
- 受けた際の自動車登録番号) 動車に係る照会にあつては、一時抹消登録を 自動車登録番号(一時抹消登録を受けた自
- 管理センターに報告した年月日 八十一条第一項の規定により引取業者が情報 使用済自動車の再資源化等に関する法律第
- なければならない。 子情報処理組織を使用する方法により当該照会 に係る事項について国土交通大臣に対し通知し 前項の照会を受けた情報管理センターは、電

附 則

する。 この省令は、 昭和四十五年三月一日から施行

十二号)は、 自動車登録規則(昭和二十六年運輸省令第六 則 廃止する。 (昭和四七年五月一三日運輸省令

この省令は、 第三二号 昭和四十七年五月十五日 から施

第 附 六 号) (昭和五〇年三月一三日運輸省令|

- 1 する。 この省令は、昭和五十年三月二十日から施
- 2 車登録規則の規定による自動車登録番号とみな 登録番号は、第一条の規定による改正後の自動 「法」という。)の規定により登録された自動車 この省令の施行前に道路運送車両法(以下
- 3 正後の道路運送車両法施行規則(以下「新登録後の自動車登録規則及び第二条の規定による改 るものを除く。) は、第一条の規定による改正 用の届出があつた検査対象軽自動車にあつて 正前の法第九十七条の三第一項の規定による使 三十日までに道路運送車両法の一部を改正する 規則等」という。)の規定にかかわらず、なお より指定する車両番号(二輪の小型自動車に係 は、昭和五十年九月三十日)までに法の規定に 法律(昭和四十七年法律第六十二号)による改 従前の例によることができる。 昭和五十年五月三十一日(昭和四十八年九月
- 4 この省令の施行前に法の規定により指定され り指定された車両番号は、新登録規則等の規定 た車両番号及び前項の規定により従前の例によ による車両番号とみなす。

——号) 則 (昭和五二年五月七日運輸省令第

(施行期日)

1 する。 (経過措置) この省令は、 昭和五十二年五月九日から施行

2 準に適合する自動車登録番号とみなす。 条の規定による改正後の自動車登録規則 第十四条第一項の規定の適用については、 の規定により登録された自動車登録番号は、 十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) 「新登録規則」という。)第十三条に規定する基 この省令の施行前に道路運送車両法(昭和二 (以下 第一 法

3 二第四項に規定する基準に適合する車両番号と の適用については、第二条の規定による改正後 条第三項若しくは第六十三条の五第一項の規定 八条第三項又は同条第六項において準用する同 た車両番号は、道路運送車両法施行規則第三十 施行規則第三十六条の三若しくは第六十三条の 定又は新登録規則別表第一及び道路運送車両法 みなす この省令の施行前に法の規定により指定され 道路運送車両法施行規則第三十六条の二の規

> 4 での間は、なお従前の例によることができる。 運送車両法施行規則第二十五条第一項、第二十様式については、新登録規則別表第一及び道路 行規則の規定により貸与する臨時運行許可番号 定にかかわらず、国土交通大臣の指定する日ま 標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の 六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規 この省令の施行後に法又は道路運送車両法施 第附八号則 (昭和五三年二月一七日運輸省令

1 行する。 (施行期日) この省令は、 昭和五十三年二月二十日から施

2 準に適合する自動車登録番号とみなす。 条の規定による改正後の自動車登録規則(以下 第十四条第一項の規定の適用については、 十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) の規定により登録された自動車登録番号は、 この省令の施行前に道路運送車両法 (経過措置) 「新登録規則」という。)第十三条に規定する基 (昭

3 みなす。 施行規則第三十六条の三若しくは第六十三条の 定又は新登録規則別表第一及び道路運送車両法 の適用については、第二条の規定による改正後 条第三項若しくは第六十三条の五第一項の規定 た車両番号は、道路運送車両法施行規則第三十 二第四項に規定する基準に適合する車両番号と の道路運送車両法施行規則第三十六条の二の規 八条第三項又は同条第六項において準用する同 この省令の施行前に法の規定により指定され

4 定にかかわらず、国土交通大臣の指定する日ま での間は、なお従前の例によることができる。 六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規 運送車両法施行規則第二十五条第一項、第二十 様式については、新登録規則別表第一及び道路 行規則の規定により貸与する臨時運行許可番号 標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の この省令の施行後に法又は道路運送車両法施 則 (昭和五三年四月一三日運輸省令

第一九号)

(施行期日)

行する。 (経過措置) この省令は、 昭和五十三年四月十七日から施

2 十六年法律第百八十五号。 この省令の施行前に道路運送車両法 以下「法」という。) (昭和二

準に適合する自動車登録番号とみなす。 条の規定による改正後の自動車登録規則(以下 の規定により登録された自動車登録番号は、 「新登録規則」という。) 第十三条に規定する基

施行規則第三十六条の三若しくは第六十三条の定又は新登録規則別表第一及び道路運送車両法 二第四項に規定する基準に適合する車両番号と の道路運送車両法施行規則第三十六条の二の規 の適用については、第二条の規定による改正後 条第三項若しくは第六十三条の五第一項の規定 八条第三項又は同条第六項において準用する同 た車両番号は、道路運送車両法施行規則第三十 この省令の施行前に法の規定により指定され 3

での間は、なお従前の例によることができる。 定にかかわらず、国土交通大臣の指定する日ま 六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規 運送車両法施行規則第二十五条第一項、第二十 様式については、新登録規則別表第一及び道路 標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の 行規則の規定により貸与する臨時運行許可番号 この省令の施行後に法又は道路運送車両法施 4

令第六三号) (昭和五三年一二月一八日運輸省 抄

(施行期日)

する。 この省令は、 昭和五十四年一月一日から施行

第五号 附 則 昭和五四年二月二二日運輸省令

(施行期日)

び この省令中、 第 \equiv 条 福岡県陸運事務所に係る部分及 の 改 正 規 定

から、山杉県でいた。 山形県陸運事務所に係る部分及び同条の IE. 昭和五十四年二月二十六日 規 定

北九州

F O K

山形 Y A

を改める部分は、 同年三月十二日から施行す 1

(経過措置

十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) この省令の施行前に道路運送車両法 (昭和二 の規定により登録された自動車登録番号であつ (昭和二 2 の規定により登録された自動車登録番号であつ

則」という。)第十三条に規定する基準に適合る改正後の自動車登録規則(以下「新登録規 項の規定の適用については、第一条の規定によ 規定する場合に該当することとなるものは、同 する自動車登録番号とみなす。 て、この省令の施行により法第十四条第一項に

みなす。 施行規則第三十六条の三若しくは第六十三条の 条第三項若しくは第六十三条の五第一項の規定 定又は新登録規則別表第一及び道路運送車両法 の道路運送車両法施行規則第三十六条の二の規 の適用については、第二条の規定による改正後 八条第三項又は同条第六項において準用する同 た車両番号は、道路運送車両法施行規則第三十 二第四項に規定する基準に適合する車両番号と この省令の施行前に法の規定により指定され

(経過措置)

ることができる。 定にかかわらず、当分の間、 運送車両法施行規則第二十五条第一項、第二十 様式については、新登録規則別表第一及び道路 標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標の 行規則の規定により貸与する臨時運行許可番号 六条の六第一項又は第六十三条の二第四項の規 この省令の施行後に法又は道路運送車両法施 なお従前の例によ

第一四号) 則 (昭和五四年四月二〇日運輸省令 抄

(施行期日)

1 施行する。 この省令は、 昭和五十四年四月二十三日 から

(経過措置)

2 基準に適合する自動車登録番号とみなす。 る改正後の自動車登録規則第十三条に規定する 項の規定の適用については、第一条の規定によ 規定する場合に該当することとなるものは、同 の規定により登録された自動車登録番号であつ 十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) て、この省令の施行により法第十四条第一項に この省令の施行前に道路運送車両法 (昭和)

第三四号) 附 則 (昭和五四年七月二〇日運輸省令 抄

(施行期日)

十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) (経過措置) この省令の施行前に道路運送車両法 この省令は、 昭和五十四年八月六日から施行 (昭和二

> 規定する場合に該当することとなるものは、同て、この省令の施行により法第十四条第一項に 基準に適合する自動車登録番号とみなす。 項の規定の適用については、第一条の規定によ る改正後の自動車登録規則第十三条に規定する

第一〇号) (昭和五五年四月一七日運輸省令 抄

1 (施行期日)

施行する。 この省令は、昭和五十五年四月二十一日から

2 この省令の施行前に道路運送車両法 基準に適合する自動車登録番号とみなす。 る改正後の自動車登録規則第十三条に規定する 項の規定の適用については、第一条の規定によ 規定する場合に該当することとなるものは、同 て、この省令の施行により法第十四条第一項に の規定により登録された自動車登録番号であつ 十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) (昭和

第 附 一 号 則 抄 (昭和五七年一月二〇日運輸省令

(施行期日)

1 この省令は、 昭和五十七年二月一日から施

2 この省令の施行前に道路運送車両法 る改正後の自動車登録規則第十三条に規定する 基準に適合する自動車登録番号とみなす。 項の規定の適用については、第一条の規定によ 規定する場合に該当することとなるものは、同 の規定により登録された自動車登録番号であつ て、この省令の施行により法第十四条第一項に (経過措置) -六年法律第百八十五号。以下「法」という。) (昭和)

則 号) (昭和五七年一二月一四日運輸省 抄

(施行期日)

1 この省令は、 昭和五十七年十二月二十日から

2 この省令の施行前に道路運送車両法(昭和二 の規定により登録された自動車登録番号であつ 基準に適合する自動車登録番号とみなす る改正後の自動車登録規則第十三条に規定する 項の規定の適用については、第一条の規定によ 規定する場合に該当することとなるものは、同 て、この省令の施行により法第十四条第一項に 十六年法律第百八十五号。以下「法」という。) (経過措置)

令第四五号) 則 (昭和五八年一〇月一八日運輸省

(施行期日)

1 び この省令中、 第 三 条 大阪府陸運事務所に係る部分及 の 改 正 規 定 中

改から、 」を改める部分は、 大阪 青森県陸運事務所に係る部分及び同条 昭和五十八年十一月十四 O S O 規 定 中

A M A

を改める部分は、 青森 同年十二月五日から施 泥行す

(経過措置)

2 基準に適合する自動車登録番号とみなす。 る改正後の自動車登録規則第十三条に規定する 規定する場合に該当することとなるものは、同 十六年法律第百八十五号。 項の規定の適用については、第一条の規定によ て、この省令の施行により法第十四条第一項に の規定により登録された自動車登録番号であつ この省令の施行前に道路運送車両法 以下「法」という。) (昭

附 二二号) 則 (昭和五九年七月六日運輸省令第

この省令は、 公布の日から施行する。

第 附 一 号 則 (昭和六〇年一月一〇日運輸省令 抄

(施行期日

1 この省令は、 昭和六十年二月四日から施 行す

経過措置

2 1 法律の施行の日 とみなす。 三条に規定する基準に適合する自動車登録番号 十四条第一項に規定する場合に該当することと 登録番号であつて、この省令の施行により法第 なるものは、同項の規定の適用については、第 「法」という。) の規定により登録された自動車 (施行期日) 一条の規定による改正後の自動車登録規則第十 この省令の施行前に道路運送車両法(以下 五号) 附 則 抄 (昭和六〇年二月五日運輸省令第

行する。 **伝律の施行の日(昭和六十年四月一日)から施この省令は、道路運送法等の一部を改正する**

第三〇号) 則 (昭和六〇年九月二〇日運輸省令

(施行期日)

六十年十月二十一日から施行する。 及び附則第二項から第四項までの規定は、昭和 下「自動車登録規則等の改正規定」という。) (経過措置) この省令は、昭和六十年十月一日から施行す ただし、第二条から第五条までの規定(以

2 適合する自動車登録番号とみなす。 後の自動車登録規則第十三条に規定する基準に 定の適用については、第二条の規定による改正 る場合に該当することとなるものは、同項の規 正規定の施行により法第十四条第一項に規定す り登録された自動車登録番号であつて、その改 運送車両法(以下「法」という。)の規定によ 自動車登録規則等の改正規定の施行前に道路

第五二号) 則 (昭和六二年八月一一日運輸省令

(施行期日)

する。 この省令は、 昭和六十三年一月一日 から施行

(経過措置)

2 三条に規定する基準に適合する自動車登録番号 二条の規定による改正後の自動車登録規則第十 なるものは、同項の規定の適用については、第 十四条第一項に規定する場合に該当することと 登録番号であつて、この省令の施行により法第「法」という。)の規定により登録された自動車 この省令の施行前に道路運送車両法(以下

則 (昭和六三年九月二六日運輸省令

第二八号)

。)は、同年十月二十四日から施行する。 する。ただし、第二条から第四条までの規定 (以下「自動車登録規則等の改正規定」という (施行期日) この省令は、昭和六十三年十月一日から施行

(経過措置)

2 この省令の施行後に道路運送車両法施行規則 とされ、又はすることができるものとされた申 り豊橋自動車検査登録事務所においてするもの 特例等に関する法律施行規則第六条の規定によ 通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の 条の二、自動車登録規則第二十六条及び道路交 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第六十六 届出その他の行為については、 自動車登録 前の例による 録規則等の改正規定の施行までの間は、

規則等の改正規定の施行までの間は、 なお従前

3 る基準に適合するものとみなす。 定する場合に該当することとなるものは、法第下同じ。) 若しくは第六十三条の五第一項に規 (同条第六項において準用する場合を含む。以は道路運送車両法施行規則第三十八条第三項 登録番号又は指定を受けた車両番号であつて、 条の三若しくは第六十三条の二第四項に規定す 十四条第一項又は同令第三十八条第三項若しく 第一条の規定の施行により法第十四条第一項又 運送車両法施行規則第三十六条の二、第三十六 は、それぞれ自動車登録規則第十三条又は道路 は第六十三条の五第一項の規定の適用について 「法」という。)の規定により登録された自動車 この省令の施行前に道路運送車両法(以下

定の施行までの間に、法の規定により自動車登 置が豊橋自動車検査登録事務所の管轄区域に属 録番号を定められる自動車又は車両番号の指定 定の適用については、なお従前の例による。 道路運送車両法施行規則第三十六条の二、第三 するものに対する自動車登録規則第十三条又は を受ける自動車であつて、その使用の本拠の位 十六条の三若しくは第六十三条の二第四項の規 この省令の施行後自動車登録規則等の改正規

附則 一九号) (平成元年六月二一日運輸省令第

(施行期日)

る。 この省令は、平成元年八月一日から施行す

第二九号) 附 則 (平成二年一〇月二六日運輸省令

(施行期日)

(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十六2 この省令の施行後に道路運送車両法施行規則 申請、届出その他の行為については、自動車登 り春日部自動車検査登録事務所においてするも 条の二、自動車登録規則第二十六条及び道路交 る。ただし、第二条から第四条までの規定(以 のとされ、又はすることができるものとされた 特例等に関する法律施行規則第六条の規定によ 通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の は、同年十一月二十六日から施行する。 下「自動車登録規則等の改正規定」という。) この省令は、平成二年十一月一日から施行す

3 る基準に適合するものとみなす。 条の三若しくは第六十三条の二第四項に規定す 運送車両法施行規則第三十六条の二、第三十六 は道路運送車両法施行規則第三十八条第三項 第一条の規定の施行により法第十四条第一項又 登録番号又は指定を受けた車両番号であって、 十四条第一項又は同令第三十八条第三項若しく 定する場合に該当することとなるものは、法第 下同じ。)若しくは第六十三条の五第一項に規 は、それぞれ自動車登録規則第十三条又は道路 (同条第六項において準用する場合を含む。 「法」という。)の規定により登録された自動車 この省令の施行前に道路運送車両法(以下 |第六十三条の五第一項の規定の適用について 以

4 この省令の施行後自動車登録規則等の改正規 三十六条の三若しくは第六十三条の二第四項の 規定の適用については、なお従前の例による。 は道路運送車両法施行規則第三十六条の二、第 属するものに対する自動車登録規則第十三条又 置が春日部自動車検査登録事務所の管轄区域に 録番号を定められる自動車又は車両番号の指定 定の施行までの間に、法の規定により自動車登 を受ける自動車であって、その使用の本拠の位

第三一号) 則 (平成二年一一月二九日運輸省令

(施行期日)

動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一 日) から施行する。 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自

三〇号) (平成三年九月三〇日運輸省令第

(施行期日)

1 この省令は、平成三年十月一日から施行す る。ただし、第二条から第四条までの規定(以 は、同年十月二十八日から施行する。 「自動車登録規則等の改正規定」という。

(経過措置)

2 規則等の改正規定の施行までの間は、 り飛騨自動車検査登録事務所においてするもの 条の二、自動車登録規則第二十六条及び道路交 とされ、又はすることができるものとされた申 特例等に関する法律施行規則第六条の規定によ 通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の (昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第六十六 請、届出その他の行為については、自動車登録 の例による。 この省令の施行後に道路運送車両法施行規則 なお従前

なお従

3 条の三若しくは第六十三条の二第四項に規定す 登録番号又は指定を受けた車両番号であって、 る基準に適合するものとみなす。 運送車両法施行規則第三十六条の二、第三十六 は第六十三条の五第一項の規定の適用について 十四条第一項又は同令第三十八条第三項若しく (同条第六項において準用する場合を含む。以は道路運送車両法施行規則第三十八条第三項 第一条の規定の施行により法第十四条第一項又 は、それぞれ自動車登録規則第十三条又は道路 定する場合に該当することとなるものは、法第 下同じ。)若しくは第六十三条の五第一項に規 「法」という。)の規定により登録された自動車 この省令の施行前に道路運送車両法(以下

置が飛騨自動車検査登録事務所の管轄区域に属を受ける自動車であって、その使用の本拠の位

道路運送車両法施行規則第三十六条の二、第三 するものに対する自動車登録規則第十三条又は

十六条の三若しくは第六十三条の二第四項の規

定の施行までの間に、法の規定により自動車

この省令の施行後自動車登録規則等の改正規

録番号を定められる自動車又は車両番号の指定

定の適用については、なお従前の例による。 三六号) (平成六年八月三一日運輸省令第

(施行期日)

は、同年十月三十一日から施行する。 る。ただし、第二条から第四条までの規定 下「自動車登録規則等の改正規定」という。) この省令は、平成六年九月一日から施 以

の施行までの間は、なお従前の例による。 ことができるものとされた申請、届出その他 律施行規則第六条の規定により湘南自動車検査実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法 録規則第二十六条及び道路交通に関する条約 行為については、自動車登録規則等の改正規定 登録事務所においてするものとされ、又はする 両規則」という。)第六十六条の二、自動車 (昭和二十六年運輸省令第七十四号。 この省令の施行後に道路運送車両法施行規 経過措置) 。以下「車法施行規則

3 第一条の規定の施行により法第十四条第一項又 登録番号又は指定を受けた車両番号であって、 「法」という。)の規定により登録された自動車 は車両規則第三十八条第三項(同条第六項にお いて準用する場合を含む。以下同じ。)若しく この省令の施行前に道路運送車両法(以下

自動車登録規則第十三条又は車両規則第三十六 二第四項に規定する基準に適合するものとみな 条の二、第三十六条の三若しくは第六十三条の の五第一項の規定の適用については、それぞれ 車両規則第三十八条第三項若しくは第六十三条 することとなるものは、法第十四条第一項又は は第六十三条の五第一項に規定する場合に該当 3

- 受ける自動車であって、その使用の本拠の位置番号を定められる自動車又は車両番号の指定を 定の施行までの間に法の規定により自動車登録。この省令の施行後自動車登録規則等の改正規 定の施行までの間に道路交通に関する条約の実この省令の施行後自動車登録規則等の改正規 ついては、なお従前の例による。 るものに対する自動車登録番号又は車両番号に が湘南自動車検査登録事務所の管轄区域に属す
- 車による交通事故の防止等に関する特別措置法定の施行までの間に土砂等を運搬する大型自動 号については、なお従前の例による。 定を受ける原動機付自転車であって、その使用 施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律 るものに対する表示番号については、なお従前 が湘南自動車検査登録事務所の管轄区域に属す 搬大型自動車であって、その使用の本拠の位置 の規定による表示番号の指定を受ける土砂等運 轄区域に属するものに対する原動機付自転車番 の本拠の位置が湘南自動車検査登録事務所の管 施行規則の規定により原動機付自転車番号の指 この省令の施行後自動車登録規則等の改正規

二号) 則 (平成九年八月四日運輸省令第五

この省令は、公布の日から施行する。

(平成九年八月二六日運輸省令第

(施行期日)

同年十月二十日から施行する。 この省令は、平成九年九月一日から施行す ただし、第二条から第四条までの規定は、 1

車両法の特例等に関する法律施行規則第六条の び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送 第六十六条の二、自動車登録規則第二十六条及 輸省令第七十四号。 間に道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運 この省令の施行後平成九年十月十九日までの 以下「車両規則」という。)

> された申請、届出その他の行為については、第 等組織規程別表第二にかかわらず、なお従前の するものとされ、又はすることができるものと 規定により野田自動車検査登録事務所において 一条の規定による改正後の地方運輸局陸運支局

ることとなるものは、法第十四条第一項又は車 第四項に規定する基準に適合するものとみな の二、第三十六条の三若しくは第六十三条の二 動車登録規則第十三条又は車両規則第三十六条 両規則第三十八条第四項若しくは第六十三条の 第六十三条の五第一項に規定する場合に該当す 車両規則第三十八条第四項(同条第七項におい 登録番号又は指定を受けた車両番号であって第 五第一項の規定の適用については、それぞれ自 て準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは 一条の規定の施行により法第十四条第一項又は 「法」という。)の規定により登録された自動車 この省令の施行前に道路運送車両法(以下

る自動車又は車両番号の指定を受ける自動車で 間に法の規定により自動車登録番号を定められ 前の例による。 動車登録番号又は車両番号については、なお従 登録事務所の管轄区域に属するものに対する自 あってその使用の本拠の位置が野田自動車検査 この省令の施行後平成九年十月十九日までの

5 この省令の施行後に法又は車両規則の規定に は、車両規則第三号様式備考(2)、第五号様可番号標又は臨時運転番号標の様式について より貸与する臨時運行許可番号標、回送運行許 定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によ 式備考(2)又は第十七号様式備考(2)の規 ることができる。

第三八号) (平成一一年八月二六日運輸省令

(施行期日)

る。ただし、第二条から第四条までの規定は、

この省令は、平成十一年九月一日から施行す

同年十一月十五日から施行する。

での間に法の規定により自動車登録番号を定め4 この省令の施行後平成十一年十一月十四日ま られる自動車又は車両番号の指定を受ける自動 る自動車登録番号又は車両番号については、な 車であってその使用の本拠の位置が佐野自動車 お従前の例による。 検査登録事務所の管轄区域に属するものに対す

5 この省令の施行後に法又は車両規則の規定に 式備考(2)又は第十七号様式備考(2)の規は、車両規則第三号様式備考(2)、第五号様 可番号標又は臨時運転番号標の様式について より貸与する臨時運行許可番号標、回送運行許 ることができる。 定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によ

令第三九号) 則 (平成一二年一一月二九日運輸省

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施 行する。

省令第七九号) (平成一四年六月二八日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施 行する。

省令第三八号) 則 (平成一五年三月二八日国土交通

この省令は、平成十五年四月一日から施行す

省令第三六号) (平成一六年三月三一日国土交通

この省令は、公布の日から施行する。 省令第八三号) (平成一六年八月一七日国土交通

(施行期日)

正する法律附則第一条本文の規定の施行の日第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改 (平成十七年一月一日) から施行する。

省令第七一号) 附 則 (平成一七年六月二九日国土交通

この省令は、公布の日から施行する。 省令第一〇四号) 抄 則 (平成一七年一一月二日国土交通

第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日 から施行す (施行期日)

省令第三〇号) (平成一八年三月三一日国土交通

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施 行する。 (施行期日)

省令第八九号) 則 (平成一八年九月二一日国土交通

1 この省令は、平成十八年十月十日から施行す る。ただし、第三条及び第五条の規定は、平成 十九年二月十三日から施行する (施行期日)

定する基準に適合しなくなったものについて 六条の十八若しくは第六十三条の二第四項に規 運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十 定を受けた車両番号であって、この省令の施行 いては、当該規定)の施行前に道路運送車両 のとみなすことができる。 は、これらの規定に規定する基準に適合するも により新たに自動車登録規則第十三条又は道路 の規定により登録された自動車登録番号又は指 この省令(前項ただし書に規定する規定に 則 (平成一九年一一月一六日国土交

(施行期日) この省令は、道路運送法等の一部を改正する 通省令第八九号) 抄

1

(平成十九年十一月十八日) から施行する。 法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

令第七六号) 則 (平成二〇年九月一日国土交通省

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正 第三条 改正法附則第十条第一項及び第二項に規 十一月四日)から施行する。 条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十年 する法律 (以下「改正法」という。) (改正法の施行に伴う経過措置) 附則第一

の規定は適用しない。 いう。) 第六条の十二第二項第一号及び第八項 正後の自動車登録規則(以下「新登録規則」と 定する場合においては、第四条の規定による改

第四条 新登録規則第六条の十六第二号の規定 について準用する。 は、改正法附則第十条第二項の規定による通

(登録識別情報の通知の請求)

第五条 新登録規則第六条の十八の規定は、改正 準用する。 法附則第八条第三項の規定による請求について

通省令第九〇号) (平成二〇年一〇月三一日国土交

(施行期日)

より登録された自動車登録番号又は指定を受け た車両番号であって、この省令の施行により新 この省令の施行前に道路運送車両法の規定に (経過措置 この省令は、平成二十年十一月四日から施行

たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車

に規定する基準に適合するものとみなすことが 合しなくなったものについては、これらの規定 くは第六十三条の二第四項に規定する基準に適 号)第三十六条の十七、第三十六条の十八若し 法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四

令第七〇号) 則 (平成二四年七月六日国土交通省

(施行期日)

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び の日(平成二十四年七月九日)から施行する。 律(次条において「改正法」という。)の施行 国管理に関する特例法の一部を改正する等の法 条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 1 (施行期日)

第二条 第一条の規定による改正後の自動車登録 証明書」という。)とみなす。 特別永住者証明書(次項において「特別永住者 る登録証明書は特例法第七条第一項に規定する 法」という。) に規定する特別永住者が所持す 年法律第七十一号。以下この項において「特例 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱 において「在留カード」という。)とみなし、 管法第十九条の三に規定する在留カード(次項 この条において「登録証明書」という。) は入 という。)に規定する外国人登録証明書(以下 百二十五号。次条において「旧外国人登録法」 る廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第 長期在留者が所持する改正法第四条の規定によ 十六年政令第三百十九号。以下この項において ついては、出入国管理及び難民認定法(昭和二 う。) 第二十五条第一項第一号の規定の適用に 規則(次条において「新自動車登録規則」とい した者等の出入国管理に関する特例法(平成三 「入管法」という。) 第十九条の三に規定する中 1

号に定める期間とする。 なされる期間は改正法附則第二十八条第二項各 各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみ とみなされる期間は改正法附則第十五条第二項 前項の規定により、登録証明書が在留カード

第三条 新自動車登録規則第二十五条第二項第二 号の規定の適用については、旧外国人登録法に の間は、新自動車登録規則第二十五条第二項第 された日から起算して三十日を経過する日まで 規定する外国人登録原票の写しは、それが作成

二号に掲げる国土交通大臣が適当と認める書類 とみな

省令第七号) 則 (平成二六年一月二四日国土交通

る改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律

利用法整備法」という。) 第十九条の規定によ

う。) 第三十条の四十四第三項の規定により交 第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」とい

付された同条第一項に規定する住民基本台帳カ

う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号

(施行期日)

自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特 別措置法等の一部を改正する法律の施行の日か ら施行する。 この省令は、特定地域における一般乗用旅客

省令第七五号) 則 (平成二六年九月三〇日国土交通 抄

(施行期日)

する。 この省令は、平成二十六年十月一日から施行

通省令第八三号) 則 (平成二六年一〇月一七日国土交

附

施行する。 この省令は、平成二十六年十一月十七日から

2 この省令の施行前に道路運送車両法の規定に より登録された自動車登録番号又は指定を受け 規定にかかわらず、なお従前の例によることが 省令による改正後の自動車登録規則別表第一の 適合しないこととなったものについては、この う。) 第三十六条の十七、第三十六条の十八若 法施行規則(次項において「車両規則」とい たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両 た車両番号であって、この省令の施行により新 できる。 しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に (経過措置)

省令第八二号) 附 則 (平成二七年一二月九日国土交通 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。た 及び第二十五条の規定は、行政手続における特 だし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条 げる規定の施行の日 (平成二十八年一月一日) る法律(平成二十五年法律第二十七号。以下 定の個人を識別するための番号の利用等に関す から施行する。 「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲

第八条 第八条の規定による改正後の自動車登録 規則第二十五条第一項第一号の規定の適用につ るための番号の利用等に関する法律の施行に伴 いては、行政手続における特定の個人を識別す (自動車登録規則の一部改正に伴う経過措置)

> 令第一四号) 則 (平成二八年三月一日国土交通) 抄

よりその効力を失う時までの間は、番号利用法

定によりなお従前の例によることとされた旧住

―ドは、番号利用法整備法第二十条第一項の規

民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定に

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日 施行する。

通省令第八七号) (平成二八年一二月二八日国土卒

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日 施行する。ただし、第一条(第一号様式備者 成二十九年四月一日から施行する。 び第四条(第十三条第一項第二号の改正規定及 (6)の改正規定を除く。)、第二条、第三条及 び別表第二の改正規定を除く。)の規定は、平

令第四五号) 則 (令和二年四月一〇日国土交通)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年五月十一日から施行す

支局

輸帯広運輸支局の管轄区域内

帯広

釧路運輸支局の管轄区域(野付郡 標津郡及び目梨郡を除く。)内

知床

標津郡及び目梨郡に限る。)内

(経過措置)

2 この省令の施行前に道路運送車両法の規定に この省令による改正後の自動車登録規則別表第 法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両 準に適合しないこととなったものについては、 八若しくは第六十三条の二第四項に規定する基 た車両番号であって、この省令の施行により新 より登録された自動車登録番号又は指定を受け とができる。 の規定にかかわらず、 なお従前の例によるこ 支局 ||北見運輸|北見運輸支局の管轄区域(斜里郡||北見 支局 帯広運 支局 青森運輸青森運輸支局の管轄区域

省令第九八号) (令和二年一二月二三日国土交通

八戸自動

及び中津軽郡を除く。)内

(弘前市|青森

北見運輸支局の管轄区域

(斜里郡知床

に限る。)内

を除く。) 内

及び中津軽郡に限る。)内

八戸自動車検査登録事務所の管轄

青森運輸支局の管轄区域

(弘前市弘前

車検査登 事務所

区域内

(施行期日)

1 る この省令は、 令和三年一月一日 から施行す

> 令第八号) 則 (令和四年二月二八日国土交通省

この省令は、 令第四五号) 則 (令和四年五月二〇日国土交通省 公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改 月一日)から施行する。 条第六号に掲げる規定の施行の日(令和五年) 正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一

第二条第七号に規定する個人番号カードとみな|別表第|

| | | <u>É</u> | 7 | F 1 | 文 人 | 文 孝 | 5 6 |) | | 父 | : | 6 | 1 | | 省 | | 7, |
|---|---------|-------------------|---------------|---------------------------|-----|-------------------|-----|--------------------|----|------------------|----|------|------|------|------|--------------|--------------|
| 各重侴 各重侴之哥) 各重侴 | 市に限る。)内 | 室蘭運輸支局の管轄区域(苫小牧 苫 | 支局 市を除く。) 内 | 室蘭運輸 室蘭運輸支局の管轄区域(苫小牧 室蘭 | 支局 | 旭川運輸 旭川運輸支局の管轄区域内 | 支局 | 函館運輸 函館運輸支局の管轄区域内 | 支局 | 札幌運輸札幌運輸支局の管轄区域内 | 務所 | 査登録事 | 自動車検 | 支局又は | 部、運輸 | 運輸監理使用の本拠の位置 | 別表第一(第十三条関係) |
| | 牧 | 苫小 | | 室蘭 | | 旭川 | | 函館 | | 札幌 | | | | 文字 | する | 表示 | |
| _ | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| R運輸長野運輸支局の管轄区域内 長野 | - 支局 | 東区均(趙名市に附る) | |
|---|------------------------------------|---|---|
| かほく市、河北郡を除く。)内 | (板橋区に限る。) 内 | 春日部自動車検査登録事 | 郡及び猿鳥 |
| 石川運輸支局 | 自動車検査登録事務所の管轄板橋 | 所 | 市、坂東市、桜川市 |
| かほく市、河北郡に限る。) 内 | 区域(杉並区に限る。)内 | 録事務「単名市を除く)」が | 録事務所 常総市、つくば市、守谷市、筑西 車 検査 登区域(さ河市 - 総城市 - 下妻市 |
| | 東哥カゴ食ぼ巻承事券斤つ管書/佐内 | 豆食 至轄区域(域分寸か余・・。) N ――――――――――――――――――――――――――――――――――― | はいばば ごごごにばいい 浦自動土浦自動車検査登録事務所 |
| 1運輸富山運輸支局の管轄区域内 富山 | 域(杉並区及び板橋区を除く。) | 事務所 | |
| 市に限る。)内 | 練馬自動 練馬自動車検査登録事務所の管轄練馬 | 区域内 | 茨城運輸茨城運輸支局の管轄区域内 水戸 |
| 、妙高市及び上越 | 区に限る。)内 | 動 | |
| 長岡自動車検査 | 局の管轄区域(世田谷世田 | く。) 内 | 録 事 <u>務</u> |
| 録事務所 市を除く。)内 | 支局 区を除く。) 内 録車 | 及び入間郡(三芳町を除く。)を除 | 車検査轄区域内 |
| 車検査登区域(糸魚川市、妙高市及び上越 | 運輸 東京運輸支局の管轄区域(世田谷 品川 | (川越市、坂戸市、鶴ヶ島市 | 自い |
| 自動長岡自動車検査登録事務所 | | 所沢自動車検査登録事務所の管轄所沢 | び西白河郡に限る。) 内 |
| | 支 | る。)内 | 福島運輸支局の管轄区域(白河市白河 |
| 運輸新潟運輸支局の管轄区域内 | 野田自動車検査登録事務所の管轄柏制新潟 | 及び入間郡(三 | 限る。) 内 |
| 留郡に限る。) 内 山 | を除く。) 内 | ケ島市 | 福島運輸支局の管轄区域(郡山市郡山 |
| 山梨運輸支局の管轄区域(富士吉富士 | 、柏市及び我孫子市 | 所沢自動車検本 | 郡、河沼郡及び大沼郡に限る。)内 |
| | 野田自動車検査登録事務所の管轄野田 | | 松市、喜多方市、南会津郡、耶麻 |
| 米運輸山梨運輸支局の管轄区域(富士吉山梨 | | 埼玉運輸支局の管轄区域(川口市川口 | 福島運輸支局の管轄区域(会津若会津 |
| (事務所) | 区域(松戸市に限る。)内 | を除く。)内 | 「河郡を除く。) 内 |
| <u>登</u> 区域内 | 検査登録事務所の管轄 松戸 | 運輸埼玉運輸支局の管轄区域(川口市大宮 | 上郡、耶麻郡、河河 |
| 侯自動 相模自動車検査登録事務所の管轄相模 | 轄区域(市原市に限る。)内 | る。) を除く。) 内 | 松市、郡山市、白河市、喜多方市、 |
| 録事務所 | 細ヶ浦自動車検査登録事務所の管 市原 録 | :馬郡 (吉 | 輸 |
| <u>登</u> 区域内 | | の管轄区域(前橋市、群馬 | |
| :南自動湘南自動車検査登録事務所の管轄湘南 | 湘 | 限る。) 内 | |
| (事務所) | 区域(市原市を除く。)内 浦 緑 | の管轄区域(高崎市高崎 | <u>動</u> 庄 |
| | 禰ヶ浦自動車検査登録事務所の管袖┢∥車 | 限る。)内 | |
| m l | | 及び北群馬郡(吉岡町に限る。)に | 山形運輸山形運輸支局の管轄区域内 山形 |
| | 轄区域(市川市及び船橋市を除く野 輸支局 | 群馬運輸群馬運輸支局の管轄区域(前橋市前橋 | 局 |
| 川運神奈川運輸支局の管轄区域内 横浜 | 単検査登録事務所の管習志│神 | 事務所 | 秋田運輸秋田運輸支局の管轄区域内 秋田 |
| 《事務所 | | 検査登区域内 | |
| | 習志野自動車検査登録事務所の管船橋 | 佐野自動車検査登録事務所の管轄とち | |
| 骨自動多摩自動車検査登録事務所の管轄多摩 | | に限る。) に限る。) 内 | に限る。)内 |
| | | 、那須塩原市及び那須郡(那須 | 輸 |
| | 轄区域(市川市に限る。)内 | (大田原那須 | |
| 轄区域内 ———————————————————————————————————— | 智志野自動車検査登録事務所の管市川 | 町に限る。)を除く。)内 | び西磐井郡に限 |
| 子自動車検査登録事務所の | 八 | 市、那須塩原市及び那須郡(那須宮 | 岩手運輸支局の管轄区域(一関市、平泉 |
| j | を除く。) 及び山武郡(芝山町及び | 輸栃木運 | 味く。) 内 |
| 足立自動車検査登録事務所の管轄葛飾 | J. | ī | 郡、胆沢郡 |
| (工東区こ限る。)内『神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神経の神 | 千葉運輸支高の管轄区域(成田市、成田川村東沿町は厚き)、著原・プロー | † | , |
| | 黄芝光打こ限る。)を余く。)内を防く)及び口声君(芝山町及び 開墾車 | 市、反東市、桜川市、つくばなる 常総市 つくば市 守名市 第四 | 岩手重谕友司の管辖区域(盗岡市、岩手 |
| | (1) ながったが、は、コースが、 一 | 終行、2.ば方、子谷方、氏証域(古河市 結場市 下妻市 | 。 い に 相 |
| 豆 魚匠 整区域(丘戸区 やが鳥布で)(余・~)足立自動足立自動車検査登録事務所の管轄足立 | コ代ガ、斉文郎(東三丁・支局の管轄区域(成田市、千葉) | 戊 (豆豇豆、告戏豆、浦自動車検査登録事務) | 盲肩 |
| | | | |

| 轄区域(豊田市に限る。)内西三河自動車検査登録事務所の管豊田 | く。) 内 | 轄区域(岡崎市、豊田市及び額田 支局 | 西三河自動車検査登録事務所の管 三河 奈良運輸 | 録事務。)内 録事務所 録事務所 「日本子教育」 「日本子教育」 | 害乙或(岡奇市及が質日邯こ艮ろ | 三可自丏三可自助車食宜送录事务所の管岡商「西各目加五事務所」 | 検査登区域内 神戸運輸神 | 動豊橋自動車検査登録事務所の管轄豊橋 | 屋録事務所和 | 車検査登区 | る。) に限る。) 内 | 、裾野市及び駿東郡(小山町に 所 | 域(富士宮市、富士市、御殿場山 登録事務 | 土」動車険査瞎 | でする。 | **近近、**近の即近、3~ | 津自動車検査登録事務所の管轄伊豆 支局 | 限る。) を除く。) 内 | 7郡及び駿東郡 (小山 | 市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、 | 、富士市、卸殴婸市、下田 | 沼津自動車検査登録事務所の管轄沼津 | <u>所</u> : | 車検査登区域为 鳥! 魚 | 加兵公司加重食を表すを行うを害兵公 | 静岡運輸支局の管轄区域内 静岡 静岡 | 事務所 | 検査登区域内 | 助飛騨自動車倹査登録事務所の管轄飛騨 | 運輸岐阜運輸支局の管轄区域内 岐阜 三重運輸 | 局 | 運輸支局の管轄区域内 福井 | 諏訪郡に限る。) 内 | 谷市、諏訪市、茅野市及 区 | 松本自動車検査登録事務所の管轄諏訪 | 録事務所 び諏訪郡を除く。)内 |
|--------------------------------|--------------|--------------------|--------------------------|----------------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|------------------------|-----------|-----------------|------------------|------------------------|----------|--|----------------|---------------------|----------------------|--------------|------------------|--------------|-------------------|-------------------|--|-------------------|--------------------|---------------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|---------------|---------------|------------------------|-------------------|---------------------|
| 検 | く。) 内 | (川西町を除く。)及び高市 所 | 奈良運輸支局の管轄区域(橿原市、奈良 登録事) | 坂戸 | | 目が三角を表すらず書で名 福岡軍 | 戸運輸監理部の管轄区域内 神戸 支局 | を除く。) 内 高知 | 自動車検査登録事務所の管轄和泉 支局 | る。) 内 | 泉自動車検査登録事務所の管轄堺 | in fi | | 或内 | の目が可能を表すられている。このでは、この目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目 | | | 運輸京都運輸支局の管轄区域内 京都 支局 | | 内滋賀 | 及び亀山市に限る。)内 | | 及び度会郡(大紀町を除 広島運 | 鳥羽市、志摩市、多気郡(明和町志摩 三重災車3月の管車区域(信勢下 信勢 | (甲势)、市 | の管轄区域 (四日市四日 |) 内 支局 |)及び度会郡(大紀町を除 岡山運 | 市、志摩市、多気郡(明和町に | の管轄区域(四日市三重 | (春日井市に限る。) 内 井 島根運 | 支 局 | 鳥取運 | [域(一宮市及び春日井市を除く小牧 輸支局 | 登録事務所の管轄尾張 和歌山 | 垣(一宮市は附る) |
| 査 轄区域内 | 久留米 | 7 | ļ | 轄区域为北九州自動 | | 輸福岡運輸支局 | | 運輸高知運輸支局 | | +- | を除く。) 内 | 香川運輸支票 | こ限る。) 为 車者丿追車ヲ居 | 前野川 重渝友司 | 輸徳島運輸支局 | : | 運輸 | に限る。) | Ш | | 区域内 福山自動車 | | 輸広島運輸支局 | 及び小田野 | 岡山運輸支 | 及び小田郡 | 笠 | 輸出運輸支 | 二多郡及び島根運輸支 | 仁多郡及 | 輸島根運輸支局の | | 輸鳥取運輸 | | 1 193 | 郡に限る。)内破功君(川西町 |
| * | 車検査登録事務所の管久留 | 2 人 | | | 5 | の管轄区域内福岡 | | の管轄区域内 高知 | | の管轄区域内 愛媛 | [| 支司の管轄区域(高公市香川 | 0 管車区域(高水戸高水 | り管害之或(高 | 同の管轄区域内 徳島 | | 支局の管轄区域(下関市山口 奄美自 | | 局の管轄区域(下関市下関 | | 検査登録事務所の管轄福山 | | 文局の管轄区域内 広島 支局 | 及び小田郡に限る。) 内空間市 ・ | 倉敷 | | 浅口郡 | 山運輸支局の管轄区域(倉敷市、岡山 | 1多郡及び飯石郡こ限る。) 内 | 石郡を除く。)内 | の管轄区域(出雲市、島根 | | 支局の管轄区域内 鳥取 | 山 | の管轄区域内 | (る。) 内 (一) 及て高計 (一) |